

<p>島根労働局発表 平成27年4月16日</p>	<p>担当 島根労働局 職業安定部職業安定課 課長 吉木 操 Tel 0852-20-7016</p>	<p>島根県 商工労働部雇用政策課 調整監 原 圭子 Tel 0852-22-6560</p>
-------------------------------	---	---

平成27年度 雇用施策実施方針について

島根労働局（局長：古田宏昌（ふるた こうしょう））は、雇用対策法第31条及び同法施行規則第13条第1項の規定に基づき、平成27年度の「雇用施策実施方針」を策定しました。

この実施方針は、島根労働局が実施する職業指導及び職業紹介の事業等と島根県が講ずる雇用に関する施策とが密接な連携のもと、円滑かつ効率的に実施されるよう島根県と協議のうえ策定しております。

島根労働局は島根県と連携を図り、一体的・機動的な雇用対策を推進していきます。

平成27年度雇用施策実施方針のポイント

○新たな課題と取組

若者の県内就職の促進、早期離職の防止等の「若者の安定雇用の確保」や、「高年齢者、障害者の就労支援と社会参加の実現」など、従来から引き続き取り組んでいく施策に加え、次のような新たな課題について追加あるいは拡充しました。

- ・ポジティブ・アクションの推進等「女性の活躍推進」
- ・「人材不足分野等における雇用対策」
- ・長時間労働の削減等「働き方改革の実現」

《取組の具体例》

・若者の雇用安定の確保

若者応援企業宣言事業の積極的な活用、県内関係機関との面接会開催日程の調整、高校等での労働関係セミナーの開催

・女性の活躍推進

ポジティブ・アクションの一層の促進を図るための島根県と連携した周知・啓発、マザーズコーナーにおける積極的な支援

・人材不足分野等における雇用対策

人材不足分野における潜在有資格者等の掘り起しや「魅力ある職場づくり」等の推進、島根県の企業誘致、UIターンの取組みへの連携支援、就職面接会等による人材確保

・働き方改革の実現

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進等についての企業トップ等への働きかけ、企業での取組み事例の周知広報

○労働局は「地域創生」の動きを踏まえ、島根県における地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定とその施策の実施に積極的に協力します。

※雇用対策法 31 条

国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

※雇用対策法施行規則第 13 条第 1 項

都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。